

福岡県医発第1395号(地)  
平成20年 9月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会 長 横 倉 義 武  
(公印省略)

平成20年10月における施設基準等の届出に関する手続について

平成20年10月における施設基準等の届出につきましては、10月1日より福岡社会保険事務局から九州厚生局へ業務移管され、円滑な業務移管を行うため、平成20年10月14日までに九州厚生局指導監査課へ届出書の提出があり、10月末日までに要件審査を終え届出の受理が行なわれたものについては、10月1日に遡って算定できる旨、福岡社会保険事務局より別紙1のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、11月以降の届出締切日等届出に関する詳細につきましては、追って通知が発出される予定でありますことを申し添えます。

また、九州厚生局への移管につきましては、別紙2のとおり福岡社会保険事務局より各医療機関へ直接通知が送られております。

---

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵  
会 長 丸 山 泉

# 別 紙 1



事務連絡  
平成20年9月26日

福岡県医師会 様

福岡社会保険事務局保険課医療係

平成20年10月における施設基準等の届出に関する手続きについて

このことについて厚生労働省保険局医療課より別添のとおり通知がありましたので関係者に対し周知願います。



事 務 連 絡

平成20年9月19日

|                   |   |     |
|-------------------|---|-----|
| 地 方 厚 生 ( 支 ) 局   | } | 御 中 |
| 地 方 社 会 保 険 事 務 局 |   |     |
| 都道府県民生主管部(局)      |   |     |
| 国民健康保険主管課(部)      |   |     |
| 都道府県後期高齢者医療主管部(局) |   |     |
| 後期高齢者医療主管課(部)     |   |     |

厚生労働省保険局医療課

平成20年10月における施設基準等の届出に関する手続きについて

診療報酬等の算定に必要な保険医療機関等の届出については、現在、地方社会保険事務局において要件審査、届出受理等の業務を行っているところであるが、当該業務については、平成20年10月1日より地方厚生(支)局が行うこととされているところである。地方社会保険事務局から地方厚生(支)局への業務移管を円滑なものとするため、平成20年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとし、追って通知を発出予定であるので、予めご承知おきたい。

20.9.26

## 別 紙 2

各 位

日頃より医療保険行政につきましては格別のご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、社会保険庁の組織改革に伴い、福岡社会保険事務局保険課医療係において行ってきた保険医療機関等に対する指導等の業務につきましては、日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき、平成20年10月1日より、厚生労働省 九州厚生局に移管されることになりましたので、お知らせします。

なお、これに伴い事務所を移転いたしますので、同日以降のお問い合わせ、各種申請書及び届書等の提出につきましては、下記へお願いします。

### 記

#### ○移管後の事務所

- ・名 称 九州厚生局 指導監査課（仮称）
- ・所 在 地 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8  
住友生命博多ビル 4F
- ・TEL番号 092-707-1125
- ・FAX番号 092-707-1127

#### ○移管される業務

- ・保険医療機関・保険薬局及び訪問看護ステーションの指定関係事務
- ・保険医及び保険薬剤師の登録関係事務
- ・施設基準等に係る届出の受付事務
- ・保険医療機関・保険薬局及び訪問看護ステーションに対する指導・監査業務
- ・その他業務

#### ○そ の 他

現在使用している電話番号（092-415-3689）及びFAX番号（092-415-3655）は、平成20年10月1日以降、使用できませんので、ご留意願います。

平成20年 9月

福岡社会保険事務局